

覚 書

公益社団法人日本ギター連盟（以下甲とする）、日本ギター協会（以下乙とする）は、互いの活動が公益性を持って実施されていることを相互に認識し、2つの団体を一にし、相互の公な承認を持って日本ギター界発展のため統合する。

甲および乙は、日本ギター界の発展興隆を図るために共に事業を一にし、統合してゆくことにあたり以下の通り承認する。

- 1、乙の名称を甲の定款に定める支部とし、その名称を「日本ギター協会」から「公益社団法人日本ギター連盟関西本部」（以下丙とする）とする。
- 1、乙の活動事業及び私財は、甲の事業に組み入れ資材は甲の会計内に属す。
- 1、甲は、乙の活動事業を継続し、私財を預かり、後に丙の事務局に預けるものとする。
- 1、甲は、丙の事業遂行上の債務を負担する。
- 1、丙の責任所在は、甲の理事会にあり、直接統括するものは、甲の関西担当理事2名とする。なお、関西本部長はその2名の内のどちらかとする。選任にあたっては、当該地甲の正会員が行う。ただし、発足時には、乙の理事長でもある甲の理事柴田健がその任に当る。
- 1、丙の事務局は、甲の理事の本部長に委ねられる。また、事務局所在地も同じとする。
- 1、丙は、事業運営にあたり、円滑を図るため実行委員会を置くことができる。なお、移行時は、実行委員を乙の理事とし、選任にあたっては、乙の理事が甲の正会員に移行する者より選任する。
- 1、丙は、いかなる事情があっても金品の貸借はできない。（甲の定款細則第14条第2項）
- 1、丙は、定款細則に定める第2章地方支部に準ずること。
- 1、統合後は、細部にわたり甲の理事会が全ての責務を引き受けるものとなる。

以上、覚書を承認し、相互統一をする。

令和6年（2024年）3月15日

甲 東京都港区新橋6丁目14-4 和田ビル5階
公益社団法人日本ギター連盟
代表理事 富川 勝智



乙 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町3-16-10
日本ギター協会
会 長 福山 敦子

